

令和4年度事業計画(案)

「暴力のない安全で住みよい山梨県」を実現するため、

- 1 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図る事業
- 2 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を支援する事業
- 3 暴力団員による不当な行為及び不当な行為の予防等に関する相談事業
- 4 少年を暴力団から守る事業及び暴力団離脱希望者に対する支援事業
- 5 暴力団員による不当要求被害防止のための、各種事業所の不当要求防止責任者に対する講習事業
- 6 暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援事業

等を重点的に実施するため、山梨県警察及び関係機関・団体との連携を強化し、以下の事業を効果的に推進する。

公1 暴力団排除に関する広報啓発事業

(定款第4条1号)

事業名	事業の内容	備考
広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none">○ 暴力追放県民大会の開催 山梨県・山梨県警察・関係団体と連携を図り、新型コロナウイルス感染状況を踏まえた県民大会を開催し、県民の暴排意識の高揚を図る。○ 機関誌等の発行 暴力団の実態、当センターの暴排活動等の周知を図るため、「暴追やまなし」を発行し、地域・職域へ配布するほか、ポスター、チラシ、啓蒙品を作成して時宜を得た情報発信を行う。○ 広報媒体の活用 当センターのホームページをはじめ、新聞等のマスコミ、路線バス車内広告等を活用して、当センターの認知度アップと暴排意識の高揚を図る。○ 暴排DVDの貸出 企業や行政機関等に業種別の不当要求行為の形態と対応要領を紹介した暴排DVDの貸し出しを行い、暴力団の不当要求に対する適切な対応の周知を図る。	10月

公2 暴排活動支援事業、相談事業、少年を暴力団から守る事業、離脱者支援事業
(定款第4条第2～6号、第10号、第11号)

事業名	事業の内容	備考
暴排組織活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域・職域活動の支援 地域・職域暴排活動に講師を派遣するとともに、暴排資料、啓蒙品の提供等の支援活動を効果的に推進する。 	
暴力追放相談活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談活動の充実強化 常勤相談員の相談対応能力の向上に努めるとともに、県民への相談活動の周知を図り、信頼される相談活動を推進する。 ○ 一日相談日の開催 山梨県警察、弁護士会との合同による「一日相談日」を開催し、暴力団等に関する困りごと相談を効果的に実施する。 ○ 民事介入暴力対策の推進 民事介入暴力事案等に対処するため、山梨県警察、山梨県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター、当センターの三者による「民暴研究会」を開催し、研鑽を図る。 	12月
少年を暴力団から守る活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談活動の強化 暴力団の影響を受け、又は受けるおそれのある少年からの相談には適切な指導助言を行うとともに、関係機関と連携した継続的な支援活動を行う。 ○ 広報啓発活動 山梨県警察と連携し、県内の中・高校生を対象とした「薬物乱用防止教室」及びマスメディア等を活用して、少年に対する暴力団の影響を排除する気運の醸成を図る。 ○ 少年補導員等研修会の開催 県下の少年補導員等に対し、山梨県警察と連携し、少年を暴力団からの勧誘や加入強要から守るために必要な研修を行う。 	
暴力団離脱希望者に対する援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離脱の促進 離脱意思のある者には、離脱の方法等的確な指導・助言に努めるとともに、就労先については、令和元年8月に加入した暴力団離脱者の社会復帰に向けた「広域連携協定」を活用するなどして支援を図る。 ○ 社会復帰対策の推進 受入賛同企業の拡大を図り、離脱者の社会復帰を促進する。 	

	○ 雇用者給付金支給 暴力団離脱者を雇用した事業者に対し、雇用給付金を支給する。	
--	---	--

公3 暴力団監視事業

(定款第4条第11号)

事業名	事業の内容	備考
暴力団根絶推進員による暴力団監視活動	○ 暴力団根絶推進員の委嘱 暴力団取締りに経験豊富な警察官OB等を「暴力団根絶推進員」として委嘱する。	4月 (9人)
	○ 研修会の開催 暴力団根絶推進員の活動を促進するため、山梨県警察と連携し研修会を開催する。 ○ 暴力団根絶推進員による監視活動 暴力団根絶推進員と連携を図り、暴力団事務所及び暴力団員の動向監視活動を行う。 また、県民からの暴力団に関する困りごと相談等を通じて情報収集を図り、幅広い監視活動を行う。	4月

公4 不当要求防止責任者講習、調査及び情報収集事業

(定款第4条第7号)

事業名	事業の内容	備考
責任者講習	○ 不当要求防止責任者講習の充実 山梨県公安委員会からの委託を受けて、事業所等の責任者に対して行う「不当要求防止責任者講習」の受講促進を図るとともに、山梨県警察と連携し不当要求被害防止に資する実践的な講習を行う。	
調査及び情報収集活動	○ 不当要求実態アンケート調査 講習会受講者を対象に、暴力団等からの不当要求の実態を調査し、その結果を被害防止と暴力団対策に反映させる。 ○ 暴排対策の研究 他県等で暴排活動に成果を上げた事例の調査研究を行い、当センターの各種施策に反映させる。	

公5 被害者援助、訴訟支援事業

(定款第4条第9号)

事業名	事業の内容	備考
被害者援助 訴訟支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者に対する支援 暴力団員による不当な行為による人的な被害者に対し、見舞金を支給する。 ○ 訴訟に対する支援 暴力団員に対する民事訴訟及び財産的被害修復費用について、貸付支援を行う。 	

【令和4年度の主要行事予定】

会議等開催	1 理事会・評議員会	
	(1) 令和3年度事業報告及び決算報告等審議	6月
	(2) 令和5年度事業計画及び収支予算等審議	R5.3月
	2 全国会議・研修会等	
	(1) 暴力相談委員・不当要求防止責任者講習担当者研修会	4月
	(2) 第92回民事介入暴力対策(沖縄)大会	5月
	(3) 全国専務理事・事務局長等研修会	9月
	(4) 第93回民事介入暴力対策(高知)大会	11月
	(5) 全国暴力追放運動中央大会	11月